

## 新潟市東区役所広告付き区内案内地図設置事業仕様書

### 1 募集内容

(1) 事業名称

新潟市東区役所広告付き区内案内地図設置事業

(2) 事業内容

広告付き区内案内地図設置事業を行う者（以下、事業者という。）が、区内の案内地図を作成し設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

(3) 設置場所

新潟市東区役所 1 階 北口エントランス ※別紙参照

(4) 設置期間

① 令和4年9月3日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。

② 設置に係る市有財産の貸付期間は、案内地図設置の日から5年間とする。

(5) 案内地図本体の構造、設置等

① 縦（高さ）2,100mm×横（幅）2,600mm×厚さ100mm程度の大きさで作成すること。

② 本体は、地図枠及び広告枠で構成すること。

③ 鋭利な角や縁、突起物等がない構造とし、その他庁舎の利用者等に危険を生じさせることがない構造とすること。

④ 設置場所における温度及び湿度の変化等が生じる環境下でも、使用に耐えうる構造とすること。

⑤ 庁舎施設に負担の少ない方法で確実に固定するとともに、地震等その他のいかなるときも、転倒や落下をしないよう十分な対策措置を講じ設置すること。なお、設置期間中に万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。

⑥ 周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また、配線等についても、庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。

⑦ 省エネ・環境対策として、照明の光源はLEDとすること。電源について、投入と遮断が容易で、タイマー制御が可能な構造とすること。

⑧ 地図枠と広告枠以外の本体部分において、マグネットシート、カッティングシート貼り付け等の方法を用いて、本体管理に支障のない範囲で本市のP

Rを行うものとする。

(6) 地図枠

- ① 地図は本体内に収まるようにし、「本市全域地図」「東区役所周辺案内地図」「東区広域地図」を設けること。
- ② 各地図には、公共施設等の本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- ③ 地図は、国土地理院の地図をベースに作成すること。
- ④ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- ⑤ ユニバーサルデザインに配慮すること。

(7) 広告枠

- ① 広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができる。
- ② 広告枠の広告主について、地図上の位置が分かるよう座標番号等で表示すること。
- ③ 本体内に収まる大きさと作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。
- ④ QRコードの読み取り等により本市が指定する公共施設の情報及び広告主の地図情報等を携帯端末に取得できるようにすること。
- ⑤ 広告を掲載できる者及び広告内容等については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。

(8) 広告の内容審査について

- ① 広告の掲載にあつては、内容審査を行うための期間を考慮し、本市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
- ② 広告物の出力見本提出後、本市において内容審査を行い、結果を事業者へ通知する。このとき、本市は必要に応じて広告物の修正等を求めることができることとし、事業者は速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担する。

(9) 広告内容の責任について

- ① 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。
- ② 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。

③ 本市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わない。

④ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを明記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。

(10) その他

① 破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上、地図情報の更新及び張替えを行うこと。

② 案内地図の撤去時には原状回復すること。

## 2 賃貸借契約の締結及び経費負担等

(1) 設置にあたっては、新潟市公有財産規則に基づき、市に公有財産貸付申請書を提出し、市有財産賃貸借契約を締結すること。

(2) 本事業に関する一切の費用（製作設置・設置に係る工事・運用・維持管理・移設撤去等に係る費用）は、事業者が負担することとする。

(3) 市の発行する納入通知書により、期日までに貸付料を納めること。また、使用する電気料についても実費相当額を別途納めること。

(4) 貸付料は、基本分と広告分を合算した金額とする。

① 基本分 設置面積に応じ、新潟市財産条例により算出する額

(参考：令和4年度 1㎡当たり年間5,873円

令和7年4月1日改定予定)

② 広告分 事業者が提案する広告料に相当する額

(5) 納入された貸付料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、地図及び広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

(6) 合理的な理由により、案内地図本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。

## 3 その他

(1) 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他

広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行う。

- (2) 本市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができる。
- (3) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は本市と十分に協議を行うものとする。
- (4) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。